

高等教育の修学支援新制度 (授業料等減免・給付奨学金支給) 概要

高等教育の修学支援新制度(授業料等減免・給付奨学金)の概要についてお知らせします。

お問合せ・申請先

宇部工業高等専門学校 学生課学生係

TEL:0836-35-4976

FAX:0836-31-6117

高等教育の修学支援新制度の概要 ①

令和2年4月より大学等の高等教育機関における修学支援のための取り組みとして、高等教育の修学支援新制度が開始されました。

本制度では、支援を受けた学生が大学等でしっかり学んだ上で、社会で自立し、活躍出来るようになることを目的に、「**授業料・入学料の減免**」と「**返還不要の給付奨学金**」の2つの支援が行われます。

高専における対象は**本科4・5年生及び専攻科生**で、学業等に係る基準や家計に係る基準などを満たす必要があります。

なお、授業料等減免と給付奨学金、それぞれの手続きを行う必要がありますので申請を忘れずにお願いします。

高等教育の修学支援新制度の概要 ②

【支援額】

①給付奨学金(月額)

区分	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	17,500円	34,200円
第Ⅱ区分	11,700円	22,800円
第Ⅲ区分	5,900円	11,400円

②授業料・入学料減免額

区分	入学料	授業料
第Ⅰ区分	84,600円	234,600円
第Ⅱ区分	56,400円	156,400円
第Ⅲ区分	28,200円	78,200円

区分は世帯の所得金額に基づき決定します。詳細はp5をご覧ください

高等教育の修学支援新制度の概要 ③

【支給対象者の要件】①学業成績等に係る基準

基準の①か②のいずれかに該当すること

学年	基準①	基準②
本科4年生	本科1～3年生までの評定平均値が3.5以上 編入学生の場合は、在籍していた高校等の評定平均値が3.5以上	将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していること
本科5年生	本科4～5年前期末までのGPA(平均成績)等がクラスの上位1/2であること	修得した単位数の合計数が標準単位(進級必要単位)数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していること
専攻科1年生	本科4年生～専攻科1年前期末までのGPA(平均成績)等がクラスの上位1/2であること	将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していること
専攻科2年生	専攻科1～2年前期末までのGPA(平均成績)等が学年内で上位1/2であること	修得した単位数の合計数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していること

※基準に該当しても、適格認定における学業成績の基準において【廃止】に該当する場合は、対象外となります

高等教育の修学支援新制度の概要 ④

【支給対象者の要件】②家計に係る基準(収入基準, 資産基準)

1. 収入基準

令和2年度住民税情報(平成31年1月1日~12月31日の収入)によって日本学生支援機構が審査を行います。

区分	収入基準
第Ⅰ区分	申請者と生計維持者の市区町村民税所得割額が非課税
第Ⅱ区分	申請者と生計維持者の支給額算定基準額の合計が100円以上25,600円未満
第Ⅲ区分	申請者と生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満

※支給額算定基準 = 課税標準額 × 6% - (標準月額 + 調整額) (100円未満切り捨て)

収入基準については日本学生支援機構ホームページにある「進学資金シミュレータ」で、おおよその目安が確認できます

<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>

高等教育の修学支援新制度の概要 ⑤

【支給対象者の要件】②家計に係る基準(収入基準, 資産基準)

2. 資産基準

申請日時点の申請者と生計維持者の資産額が基準額未満であることを満たす必要があります。

生計維持者の人数が2人の場合 …… 2,000万円未満

1人の場合 …… 1,250万円未満

対象となる資産

- ・現金及びこれに準するもの(投資信託、投資用資産として保有する金・銀等)
- ・預貯金(普通預金、定期預金等)、有価証券(株式、国債、社債、地方債等)
- ・満期や解約により現金化した保険

高等教育の修学支援新制度の概要 ⑥

【支給対象者の要件】③その他の要件

学業成績等に係る基準、家計に係る基準以外にも「大学等への入学時期等に関する要件」、「在留資格等に関する要件」を満たす必要があります。

詳しくは給付奨学金案内のp13～15を確認ください。